

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月 1 日規則第128号 附 則（平成14年 3 月29日規則第37号） （施行期日） 1 この規則は、平成14年 7 月 1 日から施行する。ただし、第33条中第11号を第14号とし、第10号を第11号とし、同号の次に 2 号を加える改正規定は同年 4 月 1 日から、同条中第 9 号を第10号とし、第 8 号の次に 1 号を加える改正規定は同年 5 月 1 日から施行する。 （経過措置） 2 この規則の公布の日前に設置された事業所（同日前から設置の工事がされているものを含む。）にあつては、改正後の規則別表第11に定める規制基準のうち附則別表の左欄に掲げる排水指定物質に係る規制基準は、当該事業所が同表の左欄に掲げる排水指定物質の種類に応じ同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する場合に限り、改正後の規則別表第11の規定にかかわらず、<u>令和10年 9 月30日</u>までの間（温泉を利用する事業所にあつては、当分の間）は、附則別表に掲げる規制基準を適用する。 3 前項の規定の適用については、同項の規定の適用を受ける事業所に係る污水又は廃液を処理する事業所については、同項の規定の適用を受ける事業所の属する業種その他の区分に属するものとみなす。 （条例第46条第 5 項の規則で定める日） 4 この規則に係る条例第46条第 5 項（同条第 1 項を適用する部分に限る。）の規則で定める日は、この規則の施行の日とする。 附則別表（附則第 2 項関係） この規則の公布の日前に設置された事業所（同日前から設置の工事がされているものを含む。）に係る <u>令和10年 9 月30日</u>まで（温泉を利用する事業所	○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月 1 日規則第128号 附 則（平成14年 3 月29日規則第37号） （施行期日） 1 この規則は、平成14年 7 月 1 日から施行する。ただし、第33条中第11号を第14号とし、第10号を第11号とし、同号の次に 2 号を加える改正規定は同年 4 月 1 日から、同条中第 9 号を第10号とし、第 8 号の次に 1 号を加える改正規定は同年 5 月 1 日から施行する。 （経過措置） 2 この規則の公布の日前に設置された事業所（同日前から設置の工事がされているものを含む。）にあつては、改正後の規則別表第11に定める規制基準のうち附則別表の左欄に掲げる排水指定物質に係る規制基準は、当該事業所が同表の左欄に掲げる排水指定物質の種類に応じ同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する場合に限り、改正後の規則別表第11の規定にかかわらず、<u>令和 7 年 6 月30日</u>までの間（温泉を利用する事業所にあつては、当分の間）は、附則別表に掲げる規制基準を適用する。 3 前項の規定の適用については、同項の規定の適用を受ける事業所に係る污水又は廃液を処理する事業所については、同項の規定の適用を受ける事業所の属する業種その他の区分に属するものとみなす。 （条例第46条第 5 項の規則で定める日） 4 この規則に係る条例第46条第 5 項（同条第 1 項を適用する部分に限る。）の規則で定める日は、この規則の施行の日とする。 附則別表（附則第 2 項関係） この規則の公布の日前に設置された事業所（同日前から設置の工事がされ

改正後				改正前			
にあつては、当分の間）の排水指定物質（ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物に限る。）の規制基準は、当該事業所が表中の左欄に掲げる排水指定物質の種類に応じ表中の中欄に掲げる業種その他の区分に属する場合に限り、次のとおりとする。				にあつては、当分の間）の排水指定物質（ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物に限る。）の規制基準は、当該事業所が表中の左欄に掲げる排水指定物質の種類に応じ表中の中欄に掲げる業種その他の区分に属する場合に限り、次のとおりとする。			
	排水指定物質の種類	業種その他の区分	許容限度		排水指定物質の種類	業種その他の区分	許容限度
	ほう素及びその化合物	電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	1 リットルにつきほう素として30ミリグラム		ほう素及びその化合物	電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	1 リットルにつきほう素として30ミリグラム
		ほう素濃度が1 リットル当たり500ミリグラム以下の温泉を利用する事業所	1 リットルにつきほう素として300ミリグラム			ほう素濃度が1 リットル当たり500ミリグラム以下の温泉を利用する事業所	1 リットルにつきほう素として300ミリグラム
		ほう素濃度が1 リットル当たり500ミリグラムを超える温泉を利用する事業所	1 リットルにつきほう素として500ミリグラム			ほう素濃度が1 リットル当たり500ミリグラムを超える温泉を利用する事業所	1 リットルにつきほう素として500ミリグラム
	ふっ素及びその化合物	電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	1 リットルにつきふっ素として15ミリグラム		ふっ素及びその化合物	電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	1 リットルにつきふっ素として15ミリグラム
		昭和49年12月 1 日において現に湧出している温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。）を利用する事業	1 リットルにつきふっ素として30ミリグラム			昭和49年12月 1 日において現に湧出している温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。）を利用する事業	1 リットルにつきふっ素として30ミリグラム

改正後				改正前			
		所			所		
		昭和49年12月 1 日において現に湧出している温泉（自然に湧出しているものに限る。）を利用する事業所	1 リットルにつきふっ素として50ミリグラム		昭和49年12月 1 日において現に湧出している温泉（自然に湧出しているものに限る。）を利用する事業所	1 リットルにつきふっ素として50ミリグラム	
備考				備考			
1 この表の左欄に掲げる排水指定物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する事業所が同時に他の業種その他の区分に属する場合において、改正後の規則別表第11又はこの表によりその業種その他の区分につき異なる許容限度の規制基準が定められているときは、当該事業所に係る排水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。 2 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。 3 排水の測定方法は、改正後の規則<u>別表第11備考第 7 項</u>に定めるところによるものとする。				1 この表の左欄に掲げる排水指定物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する事業所が同時に他の業種その他の区分に属する場合において、改正後の規則別表第11又はこの表によりその業種その他の区分につき異なる許容限度の規制基準が定められているときは、当該事業所に係る排水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。 2 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。 3 排水の測定方法は、改正後の規則<u>別表第11備考第 7 項第25号及び第26号</u>に定めるところによるものとする。			